

平成26年度 大和市防災会議 議事録

1 日 時：平成27年3月25日（水） 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所：大和市役所5階 全員協議会室

3 出席者：（防災会議会長及び委員） 29名
事務局 市長室長、危機管理監、危機管理課長
他危機管理課職員3名

4 議 題

（1）大和市地域防災計画の修正について

5 議事の概要

（1）大和市地域防災計画の修正について
事務局から資料に基づき説明の後、原案のとおり承認した。

6 会議経過

○事務局（危機管理課長）

みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、大和市防災会議を開催いたします。本日の会議には委員35名のうち29名が出席しております。大和市防災会議運営要領第2条の規定に基づき、過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

資料1. 大和市地域防災計画（修正素案）－概要版－

資料2. 大和市地域防災計画修正案・新旧対照表

資料3. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（案）

資料4. 近年の大和市における災害

よろしいでしょうか。

なお、本日の会議の内容につきましては、議事録が作成され次第、会議の透明性を確保するため、大和市のホームページ上に掲載させていただきます。

では、会議の開催にあたり、大和市長 大木哲よりご挨拶をさせていただきます。

○会長（大和市長）

みなさん、おはようございます。本日はお忙しいところご出席を賜りありがとうございます。本日は地域防災計画の修正案についてご審議いただきしたいと思います。

議事の主な内容ですが、東日本大震災の教訓から災害対策基本法が改正されたことを受けまして、本市地域防災計画との整合を図るものであります。昨年は大和市でも記録的な大雪が発生したほか、大和市以外においても、火山の噴火や竜巻など様々な災害が発生していることを受け、本市においても対策を講じていく必要があると考えております。

災害がいつ発生したとしても、市民の安全・安心が確保されるよう、私が就任して以降、携帯トイレの備蓄・スタンドパイプ消火資機材の整備等、様々な施策を実施してきたところであります。しかしながら、災害時に市だけの対応には限界があります。本日、お越しいただいている皆さまをはじめ、各関係機関のお力添えなしには到底対応できないものと感じております。

さて、皆さまご存知のとおり、向こう 30 年以内に巨大な地震が大和市を襲ってくると報道されています。ほとんどの方が 3・11 のような M9.0 を超える地震は自分が生きている間にはこないものと思っていたでしょう。しかし、現実になりました。そして、これから 30 年以内に大きな地震が来ると言われています。私も 3・11 をここ市役所 5 階で経験いたしました。この会議中に地震が起きたとしてもおかしくはないのです。

スタンドパイプ消火資機材・携帯トイレというお話しをさせていただきましたが、スタンドパイプ消火資機材につきましては、私が県知事に進言して、素早く行動していただき、県内自治体で初めて導入させていただきました。また、先日は、セブンイレブンさん、その前にはファミリーマートとローソンとも協定を結んでおります。全国で初めて、コンビニエンスストアにスタンドパイプ消火資機材を整備した自治体であります。大和市内には 1400 箇所の消火栓があります。これを活用することになります。様々な災害がありますが、やはり大地震が一番恐ろしい災害ですので、そこを中心に取り組んでおります。一方で、ゲリラ豪雨などの風水害が発生する確率のほうがはるかに高いので、そういった対策もとらなくてはなりません。

大和市で大地震を考えたとき、津波の心配はない、平らな土地ですが、低い所でも海拔 30m ほどの高さがあり、心配はありません。活断層も、神縄国府津であり、関東ローム層でしっかりとした地盤であります。関東大震災でも北部では死者はなく、南部で二十数名であり、他の地域に比べても死者数は非常に少ないものであります。

しかしながら、活断層、津波ときて一番恐ろしいものは火災であり、関東大震災の教訓を生かしていく必要があると感じております。そういった点では、当時と異なり、大和市は現在、人口密度は県内で 2 番目であり、大和市の中でも高い地域では都内よりも高いと言っても過言ではないと思います。大和市としては、土地を購入して例えば圃場跡地などを防災公園として、防火樹を植える、防火樹のなかった被服所跡地では 4 万人もの方がなくなっている、一方同じような位置で防火樹のあった地域では、死者数が大幅に減少したという例もございます。防災樹を中心としてしっかり対応していきます。また、防火用水も設置してまいります。できることは何でもやっという姿勢です。

人口密集地域で一番恐ろしいのは火災ですが、一番困るのはトイレです。トイレに関しましては、積極的に市民に携帯トイレの備蓄を訴えております。ですので、皆さま方の会社、組織におきましても、携帯トイレの備蓄について検討いただき、できることならスタンドパイプ消火資機材につきましても、導入を図っていただきたいと思っております。使い方につきましては、消防のほうにお問い合わせいただいてもご案内いたしますが、大和市のホームページにおいて、動画で公開しておりますので、ぜひご覧ください。携帯トイレの使用後は黄色いゴミ袋に入れていただければ、市が、回収いたしますので、水が止まっている、電気も使えない、そういった状況でもトイレは大丈夫。そういった取組みで、大和市を災害に強いまちにしていきたいと思っております。

本日は、本市の防災対策の総合的指針である地域防災計画が実効性のあるものとなるように皆様の専門的な見識からご指導いただければ幸いです。今後とも本市の防災行政にご協力を賜りますことをお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございます。

○事務局（危機管理課長）

続きまして、議事に移ります。大和市防災会議運営要領第 2 条に基づき、会長である市長に議長をお願いいたします。

○会長（大和市長）

それでは、早速議事に入ります。議題である。地域防災計画の修正につきまして、事務局に説明を求めます。なお、ご質問やご意見につきましては、説明が終了した後にお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（危機管理課長）

それでは、説明させていただきます。お手元の資料1大和市地域防災計画（修正素案概要版）をご覧ください。

P1 1. 大和市地域防災計画とは（1）計画の目的 大和市地域防災計画とは、災害対策基本法に基づきまして、大和市防災会議が策定する災害対策全般について定めた計画です。市及び関係機関が対応すべき事務又は業務につきまして、総合的な指針を定めたものです。大和市地域防災計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっております。

P1 中段、（2）計画の構成 本計画は次の各編により構成されております。総則編、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、特殊災害対策計画編、そして今回新たに地区防災計画編を追加するものです。今回それぞれに修正がございますが、特に特殊災害対策計画の中で、雪害対策、火山対策を新設するものです。

P2 2. 大和市地域防災計画修正の背景をご覧ください。平成24年6月に東日本大震災を教訓として、災害対策基本法が改正されました。平成25年1月にはこの内容をふまえて、本市の地域防災計画を修正しております。その後、平成25年6月に避難行動や屋内待避等に関する災害対策基本法の改正、平成26年11月には、緊急車両通行ルートの確保のための災害対策基本法の改正が行われております。また、平成25年5月には気象業務法の改正に伴う特別警報の運用が開始されております。同年6月には水防法の改正により、自衛水防の推進が強化されるなど、風水害対策の充実が図られています。

さらに、近年では、台風や火山噴火などの極端な自然現象が発生しており、本市においても昨年は大雪による雪害や台風による水害が発生しています。以上のことから、本市においても対応を講じる必要がございます。

P2 3. 大和市地域防災計画修正の趣旨

今回の計画修正については、平成25年6月と平成26年11月の災害対策基本法の改正に関する内容を反映し、また、災害対策に関する気象業務法、水防法の改正内容を反映するものでございます。新たに雪害対策、火山対策に関する本市の対応について追加をするものでございます。

P3 4. 今回の主な修正内容

今回の修正については、大きく3つの柱となっております。

- （1）災害対策基本法の改正に伴う修正です。
- （2）気象業務法、水防法の改正に伴う修正
- （3）雪害対策、火山災害対策等の追加として、11項目本市独自の修正を加えております。

それでは、それぞれの説明をさせていただきます。

P4.5 をお開きください。4-1. 災害対策基本法の改正に伴う修正

まず、一つ目の柱、災害対策基本法の改正に伴う修正として、9項目あげております。

まず、①避難行動要支援者名簿の作成等に関する修正、今回の法改正により、災害時要援護者を要配慮者や避難行動要支援者などに文言修正をし、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ市が作成するなど、地域の支援者と情報共有する内容を追加するものです。

資料2の新旧対照表をあわせて、ご覧ください。資料1の項目ごとに①では「P7.20 ほか」として、資料2新旧対照表のページ数をお示しさせていただいております。

資料2新旧対照表のP7下段になりますが、第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策として記載しております。今回名称が変更となったことを受けまして、節題から変更しております。

引き続き、P8をご覧ください。P8以降に避難行動要支援者名簿の作成等として、下線部分が新たに追加してある内容です。

資料1にお戻りください。P4の②屋内待避等の安全確保措置を避難行動に追加です。

これは避難行動として、法で定められていた避難のための立退き、いわゆる避難所への移動に加えまして、新たに自宅の上階部分などにとどまる「屋内待避等の安全確保措置」が規定されたために、避難対策に関する記載を修正するものです。

③インターネット等を活用した情報伝達の追加です。

昨今の情報伝達の発達による内容を反映したもので、J:COM チャンネル、ケーブルテレビや Yahoo! サービス、インターネットでございますが、こういったものを情報伝達手段として、新たに計画に追加する内容です。

④指定緊急避難場所、指定避難所の位置づけ

資料3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（案）をご覧ください。

今回新たに災害対策基本法で指定緊急避難場所、指定避難所というものが位置づけられました。

大和市では、避難場所・避難所に広域避難場所、避難生活施設等を位置づけておりましたが、今回の法改正により、今まで指定しておりました広域避難場所等を、指定緊急避難場所、指定避難所として振り分けております。

まず、災害の種類ごとに市町村で指定することが義務付けられた指定緊急避難場所について説明いたします。指定緊急避難場所の一つ目である広域避難場所の一覧表の右側をご覧ください。地震、洪水、土砂崩れ、大規模火災の大和市中で想定される異常な現象四つをあげ、その中で○印がついているところが各施設で対応する災害となっております。

続いて、**資料3** P2をご覧ください、こちらは避難生活施設、33カ所市内にございますが、こちらにつきましても校庭・体育館を指定緊急避難場所として、異常な現象の種類ごとに位置づけております。この中でも、例えば NO13 の福田小学校は浸水想定区域に位置している学校であるので、洪水の避難場所としては除外しております。

資料3 P4 では、7カ所浸水想定区域にある避難生活施設がありますので、洪水時等に開設する臨時避難所として、各学習センター、大和ゆとりの森仲良しプラザ、こういった施設を今回指定しています。指定緊急避難場所については全てで 49カ所となっております。

続いて、**資料3** P5、P6 指定避難所です、災害に伴う家屋の倒壊や焼失によって帰宅できない避難者が臨時に生活を行う施設ということで、まず避難生活施設が 33カ所、こちらは原則体育館になります。さらに、指定避難所として**資料3** P7 の右側に特定指定避難所として 24カ所を記載しております。指定避難所の合計は避難生活施設 33カ所と特定指定避難所が 24カ所で 57箇所となります。

また、**資料1**の P5にもどっていただきます。⑤地区防災計画の提案制度を追加です。今回、市内の地区居住者等から提案によって、本計画に地区防災計画の提案できる制度が追加されました。地区防災計画では計画の対象範囲や活動体制など、各地区の特性に応じた防災活動を定めるものでございます。

⑥り災証明に関する内容を追加です。

東日本大震災を受けて、り災証明を遅滞なく発行することが義務づけられた内容を反映しております。

⑦安否情報の提供などを追加、⑧被災者台帳の作成などを追加について

新たに修正を加えるものです。

⑨緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を追加

災害発生時には道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、車両の移動などを道路管理者が実施できるといった内容を今回追加するものです。

資料1 P6をご覧ください。

今回の修正の二つ目の柱ですが、4-2 気象業務法、水防法の改正に伴う修正でございます。

①気象業務法の改正内容を追加

気象庁が運用を開始した特別警報に関する内容を記載し、災害時の市の職員の参集基準などを修正するものです。

②水防法の改正内容を追加

浸水想定区域内に所在する防災上配慮を要する施設に、従来は地下街や要配慮者が利用する施設が入っていましたが、今回新たに大規模工場を追加するものです。

資料1 4-3. 雪害対策・火山災害対策等の追加です。

ここからは本市独自の内容になっております。

一つ目、①雪害対策を新設です。平成26年2月の大雪により、本市でも市民生活に大きな影響がありました。災害対策本部などの態勢や自宅周辺の除雪などを市民に依頼するなど、雪害対策を追加するものでございます。参考までに資料2 P69を開いてください。

左側に第7節 雪害対策と記載させていただいております。今回新たに新設するもので、7ページほどの構成になっております。災害予防対策、災害応急対策の2つの内容を記載しております。

資料1 P6②火山災害対策を新設です。本市におきましても、富士山において、大規模な噴火があった場合には、市民生活には大きな影響があると考えられます。

資料2 P76をご覧ください。第8節火山対策として、こちらも新設したものでございます。内容としては、本計画で対象となる噴火の現象として、富士山を対象としていること、降灰の被害の予想、それから災害予防、応急対策の4つから構成されております。

続いて、資料1 ③風水害時の避難判断基準を追加です。浸水想定区域や土砂災害危険箇所周辺の住民が適切に避難行動をとることができるように、今回新たに記載をするものです。従前から避難判断基準につきましては内部で設定しておりました。今回地域防災計画に位置づけるということです。

④一時滞在施設の追加は、

市内の事業者と協定を締結したことにより、帰宅困難者の受入れ施設である一時滞在施設を新たに追加するものです。

⑤スタンドパイプ応急給水用資機材の記載を追加は、

スタンドパイプ消火資機材と接続して、飲料水を取水できる資機材を33カ所の避難生活施設に配備しましたので、応急給水に活用することを追加するものです。

⑥市内PRボードの活用は、

災害発生後の市からの連絡手段や市民同士での連絡手段として、市内のPRボードを活用することを追加するものです。

⑦避難生活施設を計画に位置づけは、

従前、指定避難所として、位置づけていた施設を避難生活施設に名称変更して計画に位置づけます。

⑧放射性物質災害対策の修正は、

神奈川県地域防災計画との整合を図り、東日本大震災以降、本市で実施したモニタリング等の内容を追加するものです。

⑨県営水道の配水池の変更は、

県営水道の配水池のうち、大塚配水池が廃止されることとなり、これに伴い減量した水量を大和配水池における確保水量を増やすことで賄う内容を記載するものです。

⑩MCA無線についての記載を追加は、

平成25年度に90台導入したMCA無線により、災害時の通信を確保したことを追加するものです。

⑪竜巻等の突風に関する情報と竜巻から身を守る行動を追加し、あわせて風水害時の市民の活動を修正は、先日、2月13日に厚木市で発生した旋風を受け、今回新たに気象庁が発表する情報、竜巻が発生する前兆現象を確認した場合の避難行動などを追加するものです。

最後に資料1 P8、5. 計画の運用です。

今後につきましては、雪害対策や火山災害対策について、災害時の具体的なマニュアルを作成するとともに、他の活動につきましても大和市業務継続計画に反映し、必要な予算措置などを実施し、確保するものです。また、あわせて、ご報告させていただきます。2月の19日から3月20日までパブリックコメントを実施し、3名から13件の意見をいただいておりますが、そのうち直接、今回の修正案に関する内容は2件でございます。

「特定指定避難所についても、特定避難生活施設など、名称の変更を行うべき。」

「要配慮者への対応にあたって、市内の社会福祉法人等の職員や障がい団体等の要望や意向をあらかじめ聴取することに努めることを記載すべき」とのご意見をいただいております。

これにつきましてはの回答は今後公表させていただきます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○会長（大和市長）

それでは、事務局からの説明に対して質問がございましたらよろしくお願いいいたします。

質問が無いようですので、質疑を終了いたします。

○会長（大和市長）

それでは、採決に移ります。大和市地域防災計画の修正について、お手元の修正案のとおり、修正することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

ありがとうございました。全員挙手ということで、賛成が過半数を超えておりますので、本議題につきましては、修正案のとおり、修正することに決定いたします。なお、この計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、神奈川県知事に報告することをご了承いただきたいと思います。

それでは、以上で議事を終了し、議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（危機管理課長）

以上をもちまして、平成26年度大和市防災会議を閉会したいと思います。大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。